（二）　まな板については、まな板の本体を収容することができる最小の直方体（取っ手その他の付属品を除く。）を想定し、その縦、横及び厚みを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五ミリメートル以内とする。

（三）　浴槽蓋については、浴槽蓋の本体を収容することができる最小の直方体（取っ手その他の付属品を除く。）を想定し、その幅及び長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示すること（折り畳み蓋については、幅にあっては心材の長さ、長さにあっては心材端部間の長さを表示すること。）。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、幅にあってはプラス・マイナス五ミリメートル以内、長さにあってはプラス・マイナス十ミリメートル以内とする。なお、幅及び長さの測定は、浴槽蓋を組み合わせた状態又は広げた状態で精度一ミリメートル以上の測定器を使用して行うこと。

七　ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋の枚数の表示に際しては、その製品の枚数を表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、マイナス〇とすること。

八　取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

（一）　火のそばに置かない旨。

（二）　熱い鍋等を載せない旨（まな板に限る。）。

（三）　レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨（スチロール樹脂製のものに限る。）。

（四）　湯を満杯にして使用する旨（湯たんぽに限る。（五）において同じ。ただし、軟質の樹脂製のものにあっては、「湯は約三分の二程度にとどめ、空気を抜いて使用すること」等材質に応じて適切な湯量の表示を行うこと。）。

（五）　長時間にわたり身体に密着して使用しない旨。

（六）　手をついたり、乗ったりしない旨（浴槽蓋に限る。）。

（七）　冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨（冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限る。）。

（八）　冷凍する際に注意すべき事項（保冷剤を使用した容器に限る。）。

（九）　電子レンジ用として使用できないものについては、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで使用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項（台所用容器等及び皿等に限る。）。

九　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

十　表示は、合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱い上の注意の表示については、本体刻印、本体印刷又はラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。なお、表示することができる平面が五十平方センチメートル未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、第一条に定める表示事項のうち、容量及び取扱い上の注意を省略して表示することができる。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年三月三十一日までの間に合成樹脂加工品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

○消費者庁告示第六号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の全部を改正するこの告示を制定する。

平成二十九年三月三十日

消費者庁長官　岡村　和美

電気機械器具品質表示規程

（表示事項）

第一条　電気機械器具の品質に関し表示すべき事項は、別表第一の上欄に掲げる電気機械器具について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

（遵守事項）

第二条　前条に規定する表示事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項は、別表第二のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年三月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

別表第一（第一条関係）

電気機械器具	品質に関し表示すべき事項
エアコンディショナー（電動機の定格消費電力の合計が三キロワット以下（電熱装置を有するものにあっては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限り、電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く。以下同じ。）	一　冷房能力 二　区分名（冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る。） 三　冷房消費電力 四　暖房能力（暖房のできるものに限る。） 五　暖房消費電力（暖房のできるものに限る。） 六　通年エネルギー消費効率（冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る。） 七　使用上の注意
テレビジョン受信機	一　年間消費電力量 二　区分名（産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、背面投射型のもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの及びワイヤレス方式のものを除く液晶テレビ及びプラズマテレビに限る。三においても同じ。） 三　受信機サイズ 四　使用上の注意
電気パネルヒーター	一　放熱の方式 二　温度調節の方式 三　暖房能力 四　熱媒体の種類（熱媒体を使用するものに限る。） 五　使用上の注意
電気毛布	一　種類 二　繊維の組成 三　使用上の注意